

宮崎市地域まちづくりアドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域まちづくり団体等に対して、専門的な知識やノウハウ等を有する人材を派遣する「宮崎市地域まちづくりアドバイザー派遣事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり団体等 地域協議会のほか、地域まちづくり推進委員会及び地域のお宝発掘・発展・発信事業の実施者をいう。
- (2) 地域まちづくりアドバイザー 第5条の規定による登録を受け、専門的な知識やノウハウ等を生かし、地域まちづくり団体等に対して、助言や指導等を行う者をいう。

(地域まちづくりアドバイザーの利用)

第3条 この事業は、地域まちづくり団体等の利用に限るものとする。

2 地域まちづくり団体等は、次の各号に掲げる活動において、この事業を利用することができない。

- (1) 営利を目的とする活動（利益の配当を伴わない収益事業を除く。）
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域まちづくりアドバイザーの派遣分野)

第4条 地域まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣分野は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組織の運営に関すること
 - 経営マネジメント
 - 人材育成
 - 法人化
 - 会計処理
 - 資金調達
 - その他組織の運営に関すること
- (2) 地域課題の解決に向けた取組に関すること
 - ファシリテーション
 - マーケティング・コミュニティビジネス

アンケートやニーズ調査
広報

個別事業の構築や展開

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 防犯や防災 | カ 男女共同参画 |
| イ 環境保全やリサイクル | キ 住民相互の交流 |
| ウ 保健や福祉 | ク 地域外からの誘客 |
| エ 教育や文化 | ケ 特産品開発や販路拡大 |
| オ 子育て | コ その他 |

その他地域課題の解決に向けた取組に関すること

(アドバイザーの登録)

第5条 アドバイザーの登録を希望する者は、地域まちづくりアドバイザー登録申請書(様式第1号)を市長に申請しなければならない。

2 本市各所属長は、アドバイザーとして登録しようとする者について、地域まちづくりアドバイザー登録推薦書(様式第2号)により、地域コミュニティ課長に推薦することができる。

3 第1項の申請及び第2項の推薦において法人の登録を行おうとするときは、当該法人における具体的な部署名を明らかにしなければならない。

4 市長は、第1項の申請及び第2項の推薦があったときは、その内容を審査し、前条に規定するいずれかの派遣分野において、知識や経験を有し、現にその業に従事している者を、アドバイザーとして登録するものとする。

5 市長は、前項の規定によりアドバイザーとして登録を決定した者について、地域まちづくりアドバイザー登録証(様式第3号)を交付し、地域コミュニティ課長は、推薦した各所属長に、その写しを送付するものとする。

6 市長は、前項の地域まちづくりアドバイザー登録証の内容の一部を公表するものとする。

(アドバイザーの登録期間)

第6条 アドバイザーの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、再登録は妨げない。

2 登録日が年度の中途となる場合は、前項の規定にかかわらず、その翌年の3月31日までを任期とする。

(アドバイザー登録の内容変更等)

第7条 アドバイザーは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに地域まちづくりアドバイザー登録内容変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、地域まちづくりアドバイザー登録証(様式第3号)を交付するものとする。

3 アドバイザーは、登録の取消しを申し出るときは、地域まちづくりアドバイザー

登録取消申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（アドバイザーの派遣）

第8条 アドバイザーの派遣を依頼する地域まちづくり団体等は、地域まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を確認し、派遣を予定するアドバイザーと協議した上で、同意が得られれば、地域まちづくりアドバイザー活動依頼書（様式第7号）により、アドバイザーに活動を依頼し、申請した地域のまちづくり団体等に地域まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第8号）を送付するものとする。

3 アドバイザーの派遣回数は、一つの地域まちづくり団体等につき、当該年度において1回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

4 アドバイザーの活動時間は、1回当たり4時間以内とする。ただし、活動時間には、事前の調整等は含まないものとする。

5 市長は、アドバイザーに対し、適宜、情報提供を行うとともに、必要に応じて、アドバイザーの意見を聴かなければならない。

6 アドバイザーを利用した地域まちづくり団体等は、終了後、速やかに地域まちづくりアドバイザー派遣報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（報償費）

第9条 市長がアドバイザーに支払う報償費は、一回の派遣につき、24,000円とし、従事した時間が2時間未満の場合は、その半額を支払うものとする。この場合において、交通費やアドバイザーの補助要員に係る経費等は、当該報償費に含むものとする。

2 前項のアドバイザーの報償費は、本市の各所属等が設置するアドバイザー等の制度が存在する場合は、当該アドバイザー等の制度の報償費を優先させるものとする。

（アドバイザー登録の取消）

第10条 市長は、アドバイザーが、次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

（1）アドバイザーとしての資質に欠けると認めるとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたと認めるとき。

（3）アドバイザーが、第7条第3項の申出をしたとき。

（庶務）

第11条 この事業に関する庶務は、本市各所属と連携し、地域コミュニティ課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域まちづくりアドバイザー派遣事業に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。